

青森県報

第三千七百五十号

平成二十五年
九月三十日
(月曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………

子どもと子育てに関する調査の実施……………

海岸保全区域の指定の一部改正……………

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………

公 告

平成二十五年度ホールボディカウンタ等保守点検業務委託
に係る一般競争入札……………

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………

右 同……………

土地改良区の定款変更の認可……………

（青少年・男女共同参画課）……………	一
（子どもみらい課）……………	一
（河川砂防課）……………	二
（会計管理課）……………	二
（医療業務課）……………	三
（中南部地域民局）……………	四
（三八地域民局）……………	四
（北地域民局）……………	四

告 示

示

青森県告示第七百七号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十五年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
一三〇四	書籍	黄金のGTTABOO 二〇一三・八・一発行vol.二二 六三四一―八七	普遊舎	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇五		実話ナツクルズ	ミリオン出版	
一三〇六		裏モノJAPAN 〇四八七七	鉄人社	
一三〇七		miniバラ 〇一八〇五	竹書房	
一三〇八		Young Love Comic Love Comica 〇八四九三	宙出版	
一三〇九		恋愛Love MAX 一八八一五	秋田書店	
一三〇九		一七七四四		

青森県告示第七百八号

子どもと子育てに関する調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十五年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

県民の子育てに関する意識やニーズ等を把握し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めていくための施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内在住の十六歳未満の子どもの保護者

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 世帯の状況

(二) 子育ての状況

(三) 子育てに関する意識

(四) 子育てに関する行政への要望

2 報告を求めるとする基準となる期日は、平成二十五年九月三十日とする。

四 報告を求めるとする者

住民基本台帳をサンプリング台帳とした層化二段無作為抽出法により抽出した十

六歳未満の子どもの保護者二千名とする。

五 報告を求めるとするに用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

平成二十五年九月三十日から同年十月二十五日までとする。

青森県告示第七百九号

昭和四十七年三月二十三日青森県告示第二百三十一号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

表の中下北八戸沿岸風間浦海岸下風呂地区海岸焼山崎地先海岸の頂を次のように改める。

次のア点からサ点までを順次結んだ直線及びア点とサ点を結んだ直線によって囲まれた区域
ア点 下北郡風間浦村大字下風呂字街道添二二番三地先の入江橋の中心点から右回り

下北八戸	二九一度五〇分二〇二メートル進んだ点
風間浦	イ点 ア点から右回り二九度一八分七一メートル進んだ点
下風呂	ウ点 イ点から右回り二二度一二分三〇八メートル進んだ点
焼山崎	エ点 ウ点から右回り一一五度一三分三二六メートル進んだ点
	オ点 エ点から右回り二四度三七分一二八メートル進んだ点
	カ点 オ点から右回り一一三度三六分一八二メートル進んだ点
	キ点 カ点から右回り一三六度三〇分一五八メートル進んだ点
	ク点 キ点から右回り二二度二分一六五メートル進んだ点
	ケ点 ク点から右回り二二五度四五分二二二メートル進んだ点
	コ点 ケ点から右回り三〇四度五八分四四六メートル進んだ点
	サ点 コ点から右回り二九五度九分三三二メートル進んだ点

青森県告示第七百十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「富田支店城南出張所

弘前市大字城南一丁目

を

「富田支店城南出張所

弘前市大字富士見町

に改める。

公 告

平成二十五年度ホールボディカウンタ等保守点検業務委託に係る一般競争入札のとり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務委託

1 業務名 平成二十五年ホールボディカウンタ等保守点検業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 履行期限 平成二十六年三月二十八日

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 保守点検対象機器の製造メーカーであること又は製造メーカーの代理店であることを証明した者であること。

3 保守点検業務の実施方法について証明した者であること。

三 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、二に定める資格を有することについて証明書を作成し、平成二十五年十月十八日までに青森県健康福祉部医療薬務課長に提出しなければならない。
なお、証明書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 提出部数 一部

3 1の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ

電話 〇一七 七三四 九二八九

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階C会議室

2 日時 平成二十五年十月二十五日 午前十時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三十三

条及び第五百九十九条の規定による。

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、証明書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、長瀬堰土地改良区の定款の変更を平成二十五年九月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年九月三十日

中南地域県民局長 高原 至 智

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、島守土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三十日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年十月一日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、天満下土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月三十日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年十月一日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、坪土地改良区の定款の変更を平成二十五年九月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年九月三十日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------